The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	多言語表示と言語規範 ： 「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を例に
Author(s)	植田, 晃次
Citation	言語文化共同研究プロジェクト. 2017, 2016, p. 3-14
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/62055
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

多言語表示と言語規範 －「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を例に－

植田晃次

1. はじめに

近年、日本社会、とりわけ都市部では多言語表示が多く見られるようになった。このような多言語表示は新来外国人や観光客の増加という要因によって、行政の一環として、公共機関のサービス向上の一環として積極的に設置されてきた[1]。また、このような状況の中、これらは言語景観(linguistic landscape)として研究の対象として、取り上げられることも少なくない(庄司 他 2009・中井 他 2011 等)。多言語表示は量的に増加したものの、そこには設置意図とは相反して、対象者に伝達しようとする情報を正確に伝えられなかったり、誤って伝えてしまうようなものも散見される。極端な例では、写真1[2]のような东(東) が车(車)と誤って示されているものもある。植田(2015a)では、多言語表示を「どづぞ」という概念で捉え、様々な種類の不正確な朝鮮語[3]による表示を「朝鮮語「どづぞ」」と名付けて類型化し、その産出のプロセスを論じた。

写真 1　新潟駅　2016.3.17

増大する多言語表示について、たとえ「どづぞ」でないにせよ、表示の不統一等による問題点も顕在化する中、共通の指針が求められることになってきた。2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会の開催決定をも視野に入れ、2014 年 3 月には観光庁が「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（以下、「観光立国ＧＬ」と略）を策定・公表した。策定の意図は、関係者が実際の場に多言語表示を設置する際、これを参考に、もう一歩踏み込んでいえば、これを標準モデル・雛型とするということである。しかし、国レベルで検討・策定された観光立国ＧＬには問題点が散見される。

本稿では、観光立国ＧＬの問題点、とりわけ朝鮮語に関するものを検討し、その発生要因を言語規範という観点から考察する。また、多言語表示が意図する役目を果たすためのありようについても触れる。

2. 観光立国ＧＬの策定経緯と位置づけ

観光立国ＧＬは正式名称に含まれる「観光立国に向けた多言語対応」という文言が示すように、訪日外国人旅行者を対象とするものである。ここには旅行者ではない外国人住民は含まれ

---

[1] インターネット上では多言語表示に対する批判も散見される。
[2] 本稿の写真はすべて本稿の執筆者が撮影したものである。
[3] 本稿での言語・民族等の呼称は、植田(2002)で示した観点に依る。

ていないと言えるが、鉄道の表示など両者への便宜供与という役割を果たし得る場合もある。

観光庁の報道発表によれば、観光立国ＧＬの策定経緯の概要は次の通りである[4]。2013 年 6 月 11 日の観光立国推進閣僚会議で決定された「観光立国アクション・プログラム」に則り、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のための検討会」が設置され、同年 10 月から検討を開始、2014 年 1 月 31 日に観光立国ＧＬの案が取りまとめられた。それを基に同年 3 月に観光庁として策定されたのが本稿で取り上げる観光立国ＧＬである。

各分野の、また各自治体が策定した既存のガイドラインには一定の指針が示されているものの、多言語対応の取組が「共通の基本的指針の下に、全体的な統一感を持って進められるよう、(略)特に多言語対応に焦点を当てて、自治体や国の既存のガイドラインの内容を踏まえて深堀りし、美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関など、各分野に共通する指針を盛り込んだ」と観光立国ＧＬ(2 頁)には明示されている。内容は次の通りである。

はじめに

第 1 編　多言語対応の方向性：1. 多言語対応を行う対象・範囲等〔ａ．多言語対応の対象となる情報、ｂ．対応言語の考え方、ｃ．補助媒体の考え方、ｄ.対応時期の考え方〕、2. 多言語での表記方法〔ａ．単語の種類、ｂ．英語の表記方法:基本方針について、ｃ．英語の表記方法:ローマ字の扱い、ｄ．中国語の表記方法、ｅ．韓国語の表記方法〕、3. 解説文章への対応(外国人向けの補足)〔ａ．補足の対象となる解説文章、ｂ．補足の考え方〕、4. 非常時等の対応[5]、5. 具体的な対訳語〔ａ．具体的な対訳語を定める範囲、ｂ．対訳語作成にあたっての留意点、ｃ．対訳語一覧〕

第 2 編　多言語対応の実現に向けて：6. 多言語表記の統一性・連続性の確保〔地域等における多言語表記の統一性・連続性の確保〕、7. 多言語対応推進のあり方、8. 標識やサインのデザインや設置方法に関する留意点、9. 訪日外国人旅行者の利便性や満足度の向上につながる重要な視点

ところで、東京都の 2020 年オリンピック・パラリンピックに向けた多言語対応協議会(2014 年 3 月 19 日設置)ポータルサイトには、同協議会の他、国・政府関係機関、自治体の関連ガイドラインがまとめられている[6]。これを見れば、既存のガイドラインに加え、観光立国ＧＬの策定・公表以降にも、「小売業の店内の多言語表示に係るガイドライン」(経済産業省、2016 年 4 月[7])、「地名等の英語表記ルールと外国人向け地図記号」(国土地理院、2016 年 3 月)、「いばらき多言語表記ガイドライン」(茨城県、2016 年 10 月)をはじめとする、様々なものが策定され

---

[4] 「「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を策定しました」観光庁ウェブサイト(http://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000102.html、2017 年 4 月 22 日最終接続)

[5] 第 1 編 4、第 2 編 7～9 は 1 節のみであり、節記号は付されず、章題と節題が同一である。

[6] 東京都オリンピック・パラリンピック準備局ウェブサイト内(http://www.2020games.metro.tokyo.jp/multilingual/references/index.html、2017 年 4 月 22 日最終接続)

[7] ガイドライン Ver.1 の表紙には 3 月とある。

ている。また、同サイトの「多言語対応取組事例集」では、様々な事例が報告されている[8]。このように、様々な担い手により、各地で多くの多言語表示の取組が行われていることがわかる。

田中(2009:11)は自治体や国などの公的機関によって提案される「＜上＞から示されたガイドラインやマニュアルは、その後の多言語表示の〝標準モデル〟となって」おり、「その方針はほぼ踏襲されている」と指摘している。これは観光立国ＧＬにも当てはまり、策定を広報する文書に見られる「今後、このガイドラインを参考にして、関係者に多言語対応に積極的に取り組んで頂いた上、外国人目線を活用して各地域等の取り組みを点検し、好事例を周知・広報する等により、取組を加速させて参りたいと考えております。」[9]という文言からも、各分野、各自治体での今後のガイドライン策定や、既存のガイドラインの改訂にあたって、これが標準モデルの役割を果たすものとして位置づけられていることがわかる。例えば、前述の「いばらき多言語表記ガイドライン」でも、外国語表記方法は観光立国ＧＬ等から抜粋・引用したと明記している(1 頁)。また、観光立国ＧＬ策定以前のものであるが、「多言語案内表示ガイドライン」(北海道運輸局、2010 年 3 月)では、対象地域で多言語案内表示の新設・更新の際、「本ガイドラインに沿うことを期待」し[10]、対象地域内の各市町村が多言語案内表示の設置基準の新規策定・改正の際、「本ガイドラインを踏まえた設置基準とすることを求める」とその性格を謳っている(3 頁)。このように、これらの地方自治体が策定したガイドラインもまた、トップダウンで標準モデルとしてさらに「活用」されることが伺える。簡略にいえば、主に観光立国ＧＬの方針と例を雛型に、行政上の下位機構に向かって、各地の様々なガイドラインを子ガイドライン・孫ガイドラインのように策定していくという構図が見える。

3. 観光立国ＧＬの問題点

1 章で述べたように、現実の多言語表示には、対象者に伝達しようとする情報を正確に伝えられなかったり、誤って伝えてしまうようなものも散見される。このような現状の中で、先行例を踏まえ、多言語表示を含めた多言語対応の概略を国レベルで整理してまとめ、その指針を観光立国ＧＬとして提示した点は有意義ではある。

しかし、下述する通り、依拠する言語規範の不明確さに起因する問題点が存在する。植田(2015b:31)では、東京都が多言語メニュー作成支援ウェブサイトで公開したツール「指さし会話シート」の朝鮮語版[11]の不統一や不具合を指摘した。上述のように、観光立国ＧＬは標準モデル的な位置づけを持つため、影響力はいっそう大きい範囲に及ぶ。すなわち、これを雛型として策定される子ガイドラインにも、さらには孫・曽孫ガイドラインにもその問題点が(多くは無自覚的に)継承されることは、これらの作成・設置意図、加えて投入される労力・コスト、商業的倫理観(植田 2015a:204 での「商品に対する責任意識」)の点から見て望ましいとは言い難い。

---

[8] http://www.2020games.metro.tokyo.jp/multilingual/examples/index.html(2017 年 4 月 22 日最終接続)
[9] 前掲「「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を策定しました」
[10] 北海道運輸局企画観光部観光地域振興課(2010:16)では、対象地域外にまでも沿うことを期待するとある。
[11] http://www.menu-tokyo.jp/menu/talksheet/data/guide_ko.pdf(2017 年 4 月 23 日最終接続)

観光立国ＧＬ(6～8 頁)では、多言語対応の対象となる情報を名称・標識・サイン・情報系(A.禁止・注意を促す、B.名称・案内・誘導・位置を示す)、解説系(C.展示物等の理解のために文章で解説をしている)に分類している。そして、対応言語の考え方について、A・B は提供情報が明らかに利用価値の低い場合を除き英語併記を基本とし、C は視認性や美観等の問題がない限り英語併記をすることが望ましいとし、さらに 3 タイプとも、施設特性や地域特性の観点から必要性が高い場合には中国語・韓国語、その他の必要とされる言語(例えば、タイ語、ロシア語等)を含めた表記を行うことが望ましいとしている。

そして、2 章で示した目次のように、第 1 編の 2 で、具体的には英語・漢語(中国語)・朝鮮語の表記方法の基本方針をまとめ、5 でも関連の事項に触れている。以下、この 3 言語について、依拠する言語規範はどのように規定されているかを見る。

英語の場合、「表音の英語表記は、常にヘボン式ローマ字を用いることとする。」とし、「ヘボン式ローマ字のつづり方」として、表記方法の一覧表が併せて示されている(14～15 頁)。また、対訳語作成にあたっての留意点として、「対訳語の表記については、必ずしもネイティブでない外国人にも十分伝わる、わかりやすさを重視した平明な言語・文章を採用することが重要である。」という前提のもとに「アメリカ式の表記・文体を記した。」ことを明記している[12](28 頁)。

漢語(中国語)については、「中国語には簡体字と繁体字の二種類があるが、ここでは簡体字で例を紹介する。」(17 頁)という記述がある。ここからは、使用文字に 2 種類あることが認識されてはいるものの、単なる文字の違いという認識に止まっているように読み取れる。しかし、実際には漢語(中国語)の規範である「普通话」と「國語」では[13]、使用文字の相違のみならず、語彙・表現・文体などにも差異がある。例えば、タクシーは前者では主に出租(汽)车、後者では計程車で、観光立国ＧＬでは出租车が充てられている(30 頁)。実際には後者を簡体字で表記した计程车という例(写真２)が見られるなど、規範の違いと使用文字の違いの混同による混乱を回避するために、言語規範について明示し、その中で使用文字について触れるという方法が考えられる。

写真 2　羽田空港　2005.3.10

朝鮮語については、上述の句読点に関する留意点にしか言及がなく、準拠する言語規範には全く触れられていない。現在朝鮮語には(1)ソウル標準語、(2)平壌文化語、(3)中国の少数民族語としての朝鮮語の 3 種類の規範が存在する[14]。ソウル標準語の場合、このほか「標準語規定」(2017 年)・「外来語表記法」(同上)・「国語のローマ字表記法」(2014

---

[12] 同じ個所で、漢語(中国語)・朝鮮語の留意事項としては句読点に触れているのみで規範に関する言及はない。なお、観光立国ＧＬでの「表記」という用語には規範や語彙の選択をも含んでいると見られる。

[13] 東南アジアなどの場合については、ここでは措く。また、日本語で、普通话の意味として北京語[ペキンゴ]と呼ばれることが散見されるが、正確な表現であるとは言えないことにも留意する必要がある。

[14] (1)「ハングル綴字法」(2017 年)、(2)「朝鮮語規範集」(2010 年)、(3)「朝鮮語規範集」(2016 年)。(3)については原物を確認し得ていないため、『吉林新聞』(朝鮮語)ウェブサイトの記事「新しい朝鮮語規範、何が変わったのか？」(金泰国＝音訳、発表時刻:2017 年 2 月 24 日 12 時 10 分 34 秒、http://kr.chinajilin.com.cn/sports/content/2017-02/24/content_184026.htm、最終接続 2017 年 4 月 23 日)に依った。

年)の関連規定がある。日本における多言語表示で準拠する規範は、大部分の対象者が(1)に依拠する朝鮮語の話者であることを踏まえれば、これに基づくのが現実的であろう。しかし、観光立国ＧＬでは、準拠する言語規範には全く触れられていないことから見て、4 章で検討するように言語規範の存在すら認識されていない状況がうかがえる[15]。

4. 観光立国ＧＬに示された朝鮮語の例の問題点

本章では植田(2015a:207)の朝鮮語「どづぞ」の類型を参照し、観光立国ＧＬに挙げられた朝鮮語の例を取り上げ、依拠する言語規範が不明確なことに起因する諸々の問題点を検討する。

(1)ツメ甘型

1)～4)は「朝鮮語を書こうとはしたが、ツメの甘さによるミスのために「どづぞ」になってしまったもの」[16]、5)は「コピーアンドペーストをしてみたが、ツメが甘くて「どづぞ」になってしまったもの」である。

1)ソックリ文字系

次のような「似ている(と朝鮮語母語話者は思わなくても、「どづぞ産出者」は思う)文字を間違って用いたもの」が見られる。それぞれの例には、各系で取り上げている以外の問題点もある場合があるが、原則として当該の「系」ではそれ以外の問題点には触れないことにする。

(1)大阪南港　오사타난코 항구 〈19〉　　(2)国会議事堂前　국회 의사당 앞 〈19〉

(3)花見　　벗꽃놀이 〈48〉

(1)はヨをヒ、(2)ㅢをㅣ、(3)はスをㅅと誤ったものである。規範に従えば、오사카난코 항구・국회 의사당 앞・벚꽃놀이となる。これらは非母語話者による字形の誤認のほか、母語話者か否かを問わず単なる誤入力という単純ミスの可能性がある。(3)の 벗꽃(桜)は平壌文化語の綴字でもあり、平壌文化語の知識のある人物、具体的には朝鮮学校出身者等がいずれかの段階で関わった可能性も考えられる。

2)脱字増字系

次のような「脱字または不要な文字が加わったもの」が見られる。

(4)会期　2013 年 10 月 12 日(土)～12 月 23 日(月・祝)

회기　2013 년 10 월 12 일(토)-12 월 23 일(월, 공휴) 〈40〉

(4)は祝を공휴としているが、공휴일の일が脱字となっている。공휴には「国慶日・慶祝日・日曜日のように国家や社会で定め、みなともに休む日」という定義[17]はありはするが、(4)のよ

---

[15] これを考える際に、大学入試センター試験「韓国語」の「問題作成の方針」が示唆に富む。ここでは、「表記法は大韓民国の正書法に基づき、個別の語形・表記は韓国国立国語院の『標準国語大辞典』に依拠する。大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国で正書法が違う場合には原則として前者の方式によるが、後者の方式による教育を受けた受験者が著しい不利益を被らないように配慮する。」というように、依拠する規範と辞書が明確に表明されている。大学入試センターウェブサイト(http://www.dnc.ac.jp/、最終接続 2017 年 4 月 23 日)の試験問題評価委員会報告書(本試験)平成 28 年度外国語過去のデータ参照。

[16] 以下、「　」内は植田(2015a:207)で示した当該「型」・「系」の定義、〈　〉内は当該頁。以下、同様に示す。

[17] 『標準国語大辞典』による。なお、本辞典については、記述が更新される国立国語院ウェブサイトで提供されているものに依る(https://www.korean.go.kr/、2017 年 4 月 24 日最終接続)。

うな祝日の意では通常공휴일を用いる。後出(5)ではこれが見られるため 3)ではなく 2)とする。

3)誤訳系

次のような「語彙の選択や語尾などの用法の誤り、日本語の外来語の直訳、漢字音の誤りなどに基づく誤った逐語訳、日本語の干渉、翻訳機の誤訳によるもの」が見られる。

(5)休館日	휴관일
月曜日(祝日にあたる 10 月 14 日、11 月 4 日、12 月 23 日は開館)、10 月 15 日、11 月 5 日	월요일(공휴일인 10 월 14 일, 11 월 4 일, 12 월 23 일은 폐관) 10 월 15 일, 11 월 5 일 〈40〉
(6)水飲み場	음료장소 〈29〉
(7)コインロッカー	짐 보관소 〈30〉
(8)武家屋敷	일본식 옛 전통가옥 〈48〉
(9)施設のご案内	관내 안내 〈29〉
(10)運転中の携帯電話の使用は法律で禁じられています。運転中の携帯電話の使用はしないでください。	운전 중 핸드폰 사용은 법률로 금지하고 있습니다. 운전 중 핸드폰 사용을 금지해 주시기 바랍니다. 〈55〉

(5)は開館を폐관としているが、閉館の意である。誤訳により伝達内容が全く逆になってしまっている。(6)は水飲み場を음료장소としているが、飲み物の場所の意である。ウォータークーラー・ウォーターサーバーの場合、음수대・식수대・취수대・물마시는 곳等の訳語が存在する。『標準国語大辞典』には음수대のみが立項されている。(7)はコインロッカーを짐 보관소としているが、荷物保管所の意であり、実態とズレがある。日本の多言語表示では、音訳した코인 로커や코인락카が散見されるが、通常は(물품)보관함と呼ばれる(写真 3～5)。

写真 3　大分空港　2015.2.18

写真 4　高松駅　2014.11.17

写真 5　金浦空港　2015.3.12

(8)は武家屋敷を일본식 옛 전통가옥としているが、日本式の昔の伝統家屋の意であり、誤訳とまでは言えないがやはり正確な表現とは言い難い。(9)は施設のご案内を관내 안내としているが、館内案内の意である。一定の建造物の中にある施設ではない場合には、適切な表現とはならない場合がある。語句レベルのみならず、文レベルでも誤訳は見られる。(10)は「禁じられています」・「使用はしないでください」にあたる部分の「금지하고 있습니다」・「사용을 금지해 주시기 바랍니다」はそれぞれ「禁止しています」・「使用を禁止してください」の意であり、誤訳あるいは少なくともすわりの悪い文である。(9)の例が示すように、言語には場面や文脈があるため、単なる対訳語一覧では対応できない側面があることを考慮する必要がある。

4)暗号系

(11)オーディオビジュアル　오디오 뷰지얼　〈37〉のような「日本語音の朝鮮文字表記、翻訳方針の不統一、破損などにより、意味が分からない文字の羅列となっているもの」が見られる。

ここではビジュアルを뷰지얼としているが、『外来語表記法』では비주얼となる。後出の不可思議系の例とも見做し得るが、비주얼の第1音節と第2音節で母音が転倒して뷰지얼となったと推測され[18]、結果として「意味が分からない文字の羅列」となっているため暗号系に含めた。

5)コピペ系

「コピーアンドペーストの結果、朝鮮語部分の単なるミスによるもののみならず、朝鮮語部分が誤訳となったもの」であるコピペ系は観光立国ＧＬには見られなかった。しかし、例えば2章で触れた「いばらき多言語表記ガイドライン」では、利根川の対訳語が隅田川を表す스미다강となっており(10頁)、策定時に参考とした何かからのコピペ系の対訳語ではないかと推測される。このようなあからさまなものはないものの、前出の(5)・(9)はコピペ系とも見做し得る。

(2)非規範型

6)～9)は「朝鮮語のいずれの規範にも依らず、「どづぞ」になってしまったもの」である。

6)イビツ字形系

「朝鮮文字の字形が標準的な字形から見てイビツなもの」であるイビツ字系は見られない。

7)分かち書き不全系

次のような「いずれの分かち書きの規範にも基づかないもの」が見られる[19]。

(12)会計　계산 하는곳 〈29〉　(13)クローク　짐 맡기는곳 〈30〉

(14)バス乗り場　버스타는곳 〈53〉　(15)両替はできません。환전은 불가능 합니다 〈33〉

(16)野生動物に餌を与えないでください。 야생동물에게는 먹이를 주지마십시오 〈42〉

(12)は会計を계산 하는곳としている。ここで動詞계산하다は名詞계산と接尾辞하다から成る1語であり、계산の直後は分かち書きしない。(15)も同様に、名詞불가능と接尾辞하다から成る形容詞불가능하다で不要な分かち書きがなされている。また、連体形＋곳を用いた語句で、(12)～(14)と乗換　갈아타는 곳〈30〉のように곳の前の分かち書きの不統一がある。『標準国語大辞典』では、(12)～(14)の3例とも見出し語として立項されていないが、출구の語釈には、分かち書きした나가는 곳が挙げられている(写真6も参照)。(16)は주지마십시오としているが、주지 마십시오と分かち書きする。

写真 6　ソウル市内　2006.11.12

8)日本語表記不全系

次のような「いずれの日本語表記法の規範にも基づかないもの」が見られる。以下、問題点別に見る。

(17)勝鬨橋　카치도키 다리 〈19〉　(18)清水寺　키요미즈데라 절 〈19〉

(19)渡月橋　토게츠쿄 다리 〈19〉

「外来語表記法」では、語頭の清音は平音字で表記するとされているが、いずれも激音字で

---

[18] 쥬と주は表記法上の差異で、実質上は同音と見做してよい。

[19] 5例とも分かち書きはすべてママ。

表記している。規範に従えば、가치도키 다리、기요미즈데라 절、도게쓰쿄 다리となる。

(20)二条城　니조죠 성 <19>　(21)○○町　○○쵸 <35>　(22)町　쵸 읍내 <50>

(23)町役場　쵸사무소 <50>　(24)=(19)渡月橋　토게츠쿄 다리 <19>

「外来語表記法」では、チャ・チュ・チョは語頭で자・주・조、語中・語末で차・추・초、ジャ・ジュ・ジョは語頭・語中・語末とも자・주・조とされている。なお、ヂャ・ヂュ・ヂョの規定は漏れている。(20)で同音の条・城を조・죠と異なって表記しているほか、「条」以外でのチョ・ジョは中声をㅗではなくㅛで表記している。また、ツは쓰とされているが、(24)では츠で表記している。規範に従えば、니조조 성・○○초・초・초사무소・도게쓰쿄 다리となる。なお、(21)は○○チョウであり、○○マチには対応していない((22)も同様)。

さらに、規範では合成語や複数の要素によって一つの事物を表す語彙の表記法が規定されていないため、伏見稲荷大社は후시미이나리다이샤 신사と表記されているが(19頁)、これはフシミイナリダイシャの表記にあたる。タを激音字で表記して후시미이나리타이샤 신사、もしくは分かち書きをして후시미이나리 다이샤 신사とする方法がある。このような、規範にない表記上の問題も考慮しなければ、統一性のあるガイドラインというには不十分である。

このほか、次のような他の外来語の表記不全の例がある。便宜上、ここで示す。

(25)フィールドワーク　휠드 웍 <38>　(26)パネル　파넬 <39>

(27)パンフレット　팜프렛 <39>　(28)リーフレット　리플렛 <39>

(29)メーター料金　메터요금 <59>

外来語表記はこれまで何度となく変更され、また将来も変更されないとは限らない。とはいえ、上の例では、個々の発音の表記が規範に適合していないという点もさることながら、(27)・(28)では同じく[l]を表記しているにも拘わらず、(28)では規範に従いㄹㄹで表記し、他方(27)ではㄹのみで表記するという類の(20)同様の杜撰さが見られる。また、(29)の메터は日本語の干渉、もしくは(3)で指摘したような平壌文化語の影響が垣間見える。規範に従えば、それぞれ필드 워크[20]・패널・팸플릿・리플릿・미터 요금となる。

9)不可思議系

「産出の過程を推測しがたい不可思議なもの」に準ずるものとして、**(30)鍾乳洞　종류동 <43>**がある。鍾乳洞は종유동である。ソウル標準語の規範では頭音法則が適用され、漢字語かつ語頭の初声ㄹに中声で[i]か[j]が後続すればㄹが脱落し、その他の中声が後続すればㄹはㄴに交替する。例えば、材料・料理は재료・요리、討論・論文は토론・논문となる。(30) の原因は、乳はもともと유という音であるにも拘わらず、過剰訂正を起こしたとの推測は一応可能である。このような現象からは、この対訳語の作成に母語話者が関わった可能性が見出せる。

次に訳語の統一という観点からも、次のような不可思議な現象が見られる。

(31)柵から身をのり出さないこと　울타리 밖으로 몸을 내밀지 마십시오 <32>

(32)柵から外へ出ないこと　울타리 밖으로 나가지 마시오 <32>

[20] 踏査にあたる漢字語の답사とも表現し得るだろう。

(33)ここで立ち止まらないこと　　이곳에 정지하지 마시오 <32>
(34)さわるな　　만지지 마세요 <31>
(35)他のお客様のご迷惑になる行為は禁止　다른 사람에게 폐가 되는 행위는 삼가주시기 바랍니다 <31>

「禁止・注意を促すタイプ」として挙げられた対訳語について見ると、意訳されたものを除き、日本語では、…して/しないでください、名詞＋ください、…するな、…しないことという表現に対して、朝鮮語では-지 마십시오＜上称＞、-지 마세요＜略待上称＞、-지 마시오＜中称＞、-십시오＜上称＞、-아/어/여 주십시오＜上称＞、-시기 바랍니다＜上称＞、-아/어/여 주시기 바랍니다＜上称＞という表現から恣意的に用いられている(＜　＞内は待遇法)。

(31)「柵から身をのり出さないこと」、(32)「柵から外へ出ないこと」、(33)「ここで立ち止まらないこと」を見ると、「…こと」という形に対し、上称と中称の禁止命令文が混在して充てられている。この例の日本語から判断して、どの待遇法を用いるかには原則性がないように見える。また、(34)「さわるな」、(35)「他のお客様のご迷惑になる行為は禁止」のような強い禁止命令文に上称かつ丁重な表現や略待上称といった丁寧な待遇法の訳語が用いられている。

また、(36)○합목　○合目<43>、(37)합장　合掌づくり<48>のような不可思議な例も見える。(36)の합목は合目を、(37)の합장は合掌づくりの漢字部分を朝鮮漢字音で読んだものである。これらの語彙は旅行案内などでは見られることもあるが、『標準国語大辞典』には不立項か一般的な語釈しかない。このような漢字の読み替えだけの語句、ことに(37)のように部分しか訳出されておらず、全体を訳すことを放棄してしまっているものは理解され難いと思われる。

5. 考察

ここでは観光立国ＧＬの問題点の発生要因を言語規範という観点から考察する。

まず、観光立国ＧＬを策定した、観光立国実現に向けた多言語対応の改善強化のための検討会の議事概要を見てみよう[21]。この検討会は2013年10月30日から2014年1月31日の短期間に第5回まで行われている。各回の開催時間は1時間から2時間40分で計7時間40分を費やしている。委員は14名で山内弘隆委員(一橋大学大学院商学研究科教授)が座長を務めている。職業別内訳は、大学教員4、地方自治体職員3、法人職員2、企業役員2、企業研究所職員1、通訳案内士1、ラジオ・テレビパーソナリティ1の計14名である[22]。委員名から判断する限りでは、英語の母語話者が2名、朝鮮語・漢語(中国語)の母語話者[23]が各1名含まれている。

行政側の出席者は19＋1～2名で、在職省庁別内訳は国土交通省14、文化庁2、環境省1、文部科学省1、内閣官房1のほか、第2～5回のみ出席した1名(日本政府観光局)と第2回のみ出

[21] 観光庁ウェブサイト(http://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000074.html、2017年4月24日最終接続)
[22] 企業役員中1名は大学客員教授ともある。また、4名はVisit Japan大使である。
[23] 以下のウェブ上の経歴等から母語話者と判断した。フルフォードエンタープライズ(http://fulfordent.com/)、日本経済新聞(http://www.nikkei.com/article/DGXLASJB30H2Y_R00C14A8AA1P00/)、関西国際大学人間科学部経営学科(http://www.kuins.ac.jp/faculty/management/news/_5546.html)、大阪21世紀協会大阪ブランド情報局(http://osaka21-blog.cocolog-nifty.com/person/cat20537512/)(2017年5月7日最終接続)

席した１名(環境省)がいる。第２回の場合、出席者 21 名の 66%が国土交通省の職員である。

相当な人的資源や時間、そしておそらく少なからぬ予算を費やしていることがわかる。しかし、検討会委員の構成からわかることは、かろうじて英語の通訳案内士１名が含まれるものの、単なる母語話者等ではなく、母語話者にせよ非母語話者にせよ各言語の言語学的専門家(言語規範に精通した人材とも言い換え得る。以下、同様。)が含まれていなさそうなことである。

観光立国ＧＬは「多言語対応推進のあり方」(第 2 編の 7)を次のように謳っている。すなわち、国における対応としては、「本ガイドラインに関する問い合わせや、本ガイドラインだけでは判断が難しい問題について、関係者からの相談等に適切に対応することが求められ」、地方における対応としては、「地域における多言語表記の統一性・連続性が必要であることから、各地域において共通で使用する固有名詞の対訳語一覧を作成し、関係者間で表記を統一することが必要である。その際、自治体が主体となって、地域のボランティアや在日外国人、観光関係者、訪日外国人旅行者等、多様な関係者を巻き込みながら、これらの取組を推進することが期待される。」としている。ここにも当該言語の言語学的専門家の関与の必要性は明確に示されていない。もちろん当該言語の言語学的専門家の力のみではガイドラインの作成はできない。しかし、上にいう「多様な関係者」のみでは、言語規範の存在など念頭にない母語話者や非母語話者によって、例えば、4 章で日本語表記不全系として挙げた、語頭の清音を激音字で表記するという類の非規範的な表記法に「統一性」が確保されてしまうという状況が発生し得る。統一性・連続性の確保を謳っているにも拘らず、表記法を含む言語規範に関心が払われていない限り、杜撰な欠陥商品・不良品である多言語表示は現れ続けるであろう[24]。これは、運転免許証の所持者のみで、エンジンの専門家抜きに車の設計図を書こうとするのに等しい。そのようなことがまかり通って生じたのが、21 世紀初めの日本の多言語表示をめぐる言語景観の一面なのである。

植田(2015a:200-204)では、多言語表示の発注から納品・設置までの過程で、依頼者・表示物作成者・表示内容決定者・入力者のいずれの段階でも確認機能が働いていないこと、商品に対する責任意識の欠如を指摘した。4 章で見た実例も、観光立国ＧＬの策定・公表の過程の如何なる段階でも検討会委員、実務にあたった官僚や下請けの実務にあたった人々の誰一人チェックできなかったために生じたものである。上で見たような言語規範等の言語学的専門知識を欠く人材やボランティアベースの人材活用のみを以って、「多言語表示の商品化の各プロセスにおける商品に対する責任意識」と「確認する制度の確立」(植田 2015a:204)をどの程度確保できるか心許ない。また、国レベルでの「関係者からの相談等に適切に対応する」のがどのような人材であるのかという主体も明示されておらず曖昧である。そもそも、上で見たように、観光立国ＧＬの策定者たちは、「対訳語の一覧」の作成程度で対処できると考えている節がある。

他方、ビジネスの世界では多言語対応の推進を「多言語ビジネス」という商機としてとらえる見方も存在する。フォント事業・自動組版ツール・電子ブック作成ツールなどを提供し、多言語対応電子配信ツールの印刷産業への販売促進を図ろうとしているある企業の社員へのイン

[24] 欠陥商品・不良品でない多言語表示作成にあたっての条件については植田(2015a:198-204)で論じた。

タビューを基にした記事(不記載 2015)はその一端をよく物語っている。

そこでは翻訳の過程と精度について次のように述べられている。「特に小さな店舗や商店街などで多言語化する場合、コストを抑えて、必要なことを伝えることが求められる。大規模な多言語対応コンテンツの制作ではなく、手軽に利用する多言語対応ツールとして活用してもらいたい。「日本語からの翻訳は、自動翻訳のクラウドサービスを利用しており、翻訳精度は完全ではないものの、訪日外国人観光客に情報を伝えるには十分なレベルだと考えています。まず、多言語による情報発信の機会を増やすことが重要だと思います。」と田村氏は述べている。」(不記載 2015:15、下線は植田)。さらにその翻訳のチェックに関しては、「中国語における外来語の表記は表意表記が多いとされるが、表音表記や表音と表意の場合など様々なパターンがある。そのため、ネイティブチェックや辞書での確認を行い、表現が中国語圏からの旅行者にとって自然かどうか確認することが望ましい。」(不記載 2015:18、下線は植田)とされ、完全ならずともおよその情報伝達機能に支障がなければ良しというスタンスで、基本的には母語話者の直感に頼り、言語規範はほぼ念頭にない節がある[25]。写真 7・8 のように、母語話者による表示でも、綴字法や分かち書きの誤用が散見されることは[26]、母語話者過信の限界を表している。

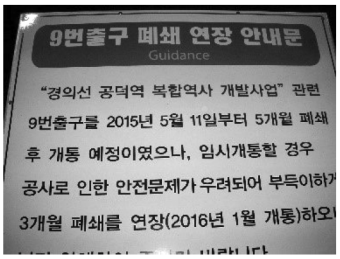

写真 7　ソウル市内　2015.12.21

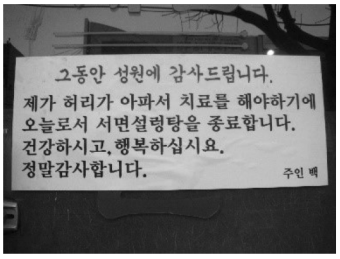

写真 8　釜山市内　2014.12.26

6. おわりに

観光立国ＧＬはこれまでそれぞれの自治体・機関が行ってきた試みを国レベルでまとめ、指針とする点で意義がある。しかし、本稿で見たような数多くの問題点がある。4 章で挙げた観光立国ＧＬの朝鮮語の対訳語の例は一部であり、策定・発表までに相当な実務レベルでの検討や検討会での議論を経たはずであるにも拘わらず、植田(2015a)で示したほとんどの分類に属する例が見られる等、相当数の問題点・杜撰さが存在する。そのために、目指す「多言語表記の統一性・連続性の確保」(第 2 編の 6)とは程遠いものになってしまっている部分がある。

また、2 章で見たように、観光立国ＧＬは標準モデルとしてさらに都道府県等のレベルで、さらに市町村レベルでも雛型として活用されることが想定され、実際にそのような取組が行われている。観光立国ＧＬ策定以前のものだが、2 章で挙げた「多言語案内表示ガイドライン」(北海道運輸局)は、策定にあたって、「「わかりやすく、活用しやすい」ガイドラインとなることはもちろん、地域の特性を生かしつつ、基本的な事項において統一された「多言語表示」となるよう配慮していますので、数多くの現場で活用していただけることを期待しています。」と

[25] 規範は変更される場合があるという点も同時に念頭に置く必要がある。
[26] 写真 7 では-었-を-였-(本文 3 行目)と、写真 8 では-ㅂ시오を-ㅂ시요(4 行目)と誤っているほか、分かち書きの誤りが 2 箇所ある（해야 하기에、정말 감사となる)。

自負心を滲ませつつ高らかに謳っている[27]。このように、都道府県レベルのガイドラインもまた、さらに様々なレベルで「活用」されることが想定されている。だが、このガイドラインにもやはり、町を孟、コインロッカーを코인로커とするなど(26・29 頁)問題点が見られる[28]。

このように対訳語一覧の引き写しを含む雛型としてのガイドラインの「活用」という現象は、「どづぞ」な表示をなくす／減らすはずのものによって、むしろ「どづぞ」が拡大再生産されるという意図ならぬ結果を引き起こし得る。必要なのは対訳語一覧というより、対価・商品に対する責任意識という商業的倫理観の涵養・共有とそれを備えた人材の養成である[29]。

写真 2・7・8、さらには东入口が车入口になっている写真 1 の表示ですら、言語には場面や文脈があることから実質的な情報伝達機能には問題はないと推測されるように、多言語表示は本質的に「せいぜい「あれば役立つ場合もある」という程度の性質・役割のもの」(植田 2015b:31)ではある。筆者は規範による統制を主張するわけではない。とはいえ、対価・商品に対する責任意識を欠く、ガイドラインのコピペによる「どづぞ」な多言語表示のネズミ算的増殖を見るにつけ、多言語表示の作成過程の根本的な見直しも必要ではないだろうかと思われるのである。

引用文献

植田晃次(2002)「言語呼称の社会性」『社会言語学』II、「社会言語学」刊行会

植田晃次(2015a)「「どづぞ」な多言語表示から見る商品化された「やさしさ」」義永美央子・山下仁 編『ことばの「やさしさ」とは何か』三元社

植田晃次(2015b)「大韓民国における言語景観小攷」『批判的社会言語学の軌跡』大阪大学大学院言語文化研究科

植田晃次(2016)「中国における言語景観小攷」『批判的社会言語学の潮流』大阪大学大学院言語文化研究科

庄司博史 他(2009)『日本の言語景観』三元社

田中ゆかり(2009)「首都圏の多言語表示」『日本語学』28(6)、明治書院

中井精一 他(2011)『世界の言語景観　日本の言語景観』桂書房

不記載(2015)「“多言語対応”という課題が本格化へ　印刷業こそ多言語対応にビジネスチャンスあり」『月刊プリテックステージ』ニュープリンティング株式会社

北海道運輸局企画観光部観光地域振興課(2010)「多言語案内表示ガイドラインの活用に向けて」『開発こうほう』569、(財)北海道開発協会

---

27 北海道運輸局企画観光部観光地域振興課(2009:18-19)

28 ここでは朝鮮語表示の不具合を取り上げており、ガイドラインとしての包括的な有用性とは切り離して議論する。なお、策定時の朝鮮語母語話者の調査対象の属性は主婦(翻訳アルバイト)・留学生である(8 頁)。

29 大学院重点化以降、大学院に進学した者が必ずしも研究者になるとは限らないという状況が普遍化してきた。このような人材の一部は高度専門職業人として社会に出ていくことが想定されている。ここで教育される母語話者・非母語話者を多言語表示のみならず諸般の多言語化にあたる専門人材として養成し、業務に従事させるという方途は考えられないだろうか。もちろん、そのような人材の必要性を認知し、予算措置を含め、それを受け入れる場という制度の確立(植田 2015a:203-204)ということと表裏一体になる。ただし、中国の少数民族自治区域の一部事例のように、法的保障や制度は形骸化する可能性もある(植田 2016)。